

(別紙)

農林水産省行政文書管理規則（平成 23 年農林水産省・林野庁・水産庁訓令第 1 号）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後						現 行					
（保存期間が満了したときの措置） 第 19 条 （略） 2 （略） 3 総括文書管理者は、前項の確認を行う際には独立行政法人国立公文書館の専門的技術的助言を求めるものとし、助言の内容に沿って、文書管理者は第 1 項の措置の変更等の必要な対応を行うものとする。ただし、保存期間 3 年以下の行政文書ファイル等については、当該助言を求めることなく前項の確認を行えることとし、確認後、保存期間満了時の措置に従って、適宜第 21 条第 2 項の内閣府への協議又は移管に必要な手続を行うものとする。						（保存期間が満了したときの措置） 第 19 条 （略） 2 （略） 3 総括文書管理者は、前項の確認を行う際には独立行政法人国立公文書館の専門的技術的助言を求めるものとし、助言の内容に沿って、文書管理者は第 1 項の措置の変更等の必要な対応を行うものとする。ただし、保存期間 3 年以下の行政文書ファイル等については、当該助言を求めることなく前項の確認を行えることとし、確認後、保存期間満了時の措置に従って、適宜第 21 項第 2 項の内閣府への協議又は移管に必要な手続を行うものとする。					
別表第 1（第 9 条、第 12 条及び第 13 条関係） 行政文書の保存期間基準						別表第 1（第 9 条、第 12 条及び第 13 条関係） 行政文書の保存期間基準					
事 項		業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存 期間	具体例	事 項		業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存 期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯						法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) (略)	(略)	20 年	(略)	1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) (略)	(略)	20 年	(略)
		(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）		・ <u>官報</u> (略)			(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）		・ <u>官報の写し</u> (略)
		(7) (略)	(略)		(略)			(7) (略)	(略)		(略)
2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)・(2)	(略)	(略)	(略)	2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)・(2)	(略)	(略)	(略)
		(3)～(5)	(略)	20 年 (保存期間満了時の措置を	(略)			(3)～(5)	(略)	20 年 (保存期間満了時の措置を	(略)
		(6) 官報公示その	官報公示に関する文書その他の公布に関する		・ <u>官報</u> (略)			(6) 官報公示その	官報公示に関する文書その他の公布に関する		・ <u>官報の写し</u> (略)

		他の公布	文書（二の項ニ）	廃棄の措置と定めた文書 （経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）については30年)	
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) (略)	(略)	20年	(略)
		(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書 その他の公布に関する文書（一の項ト）		・ <u>官報</u> (略)
		(7) (略)	(略)		(略)
4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(3) (略)	(略)	20年	(略)
		(4) 官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）		・ <u>官報</u>
		(5) (略)	(略)		(略)
(略)					
その他の事項					

		他の公布	文書（二の項ニ）	廃棄の措置と定めた文書 （経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）については30年)	
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) (略)	(略)	20年	(略)
		(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書 その他の公布に関する文書（一の項ト）		・ <u>官報の写し</u> (略)
		(7) (略)	(略)		(略)
4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(3) (略)	(略)	20年	(略)
		(4) 官報公示	官報公示に関する文書 （一の項ト）		・ <u>官報の写し</u>
		(5) (略)	(略)		(略)
(略)					
その他の事項					

14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①～④（略） ⑤官報公示に関する文書（二十の項ハ）	10 年	(略) ・ 宣報
		(2)（略）	(略)		(略)
		(略)			

14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①～④（略）	10 年	(略)
			⑤官報公示に関する文書（二十の項ハ）		・官報の写し
		(2)（略）	(略)	(略)	(略)
(略)					

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。